## 公益財団法人高知県人権啓発センター運営協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人高知県人権啓発センター定款第41条第2項の規定に基づき、高知県人権啓発センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

- 第2条 運営協議会は、委員13人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから理事長が委嘱する。
- (1) 同和問題をはじめとする人権に関し学識経験を有する者
- (2) 高知県の職員
- (3)前2号に掲げる者のほか、理事長が必要と認めた者 (委員の任期)
- 第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任 は妨げない。

(会長及び副会長)

- 第4条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代 理する。

(会議)

- 第5条 運営協議会の会議は、理事長が招集する。
- 2 運営協議会の会議においては、会長がその議長となる。 (委員謝金等)
- 第6条 委員に謝金及び旅費を支給することとし、謝金の支給について必要な事項は理事長が別途定め、旅費の支給については、公益財団法人高知県人権啓発センターの依頼に応じて旅行した者の旅費に関する規程の規定により支給することとする。 (庶務)
- 第7条 運営協議会の庶務は、公益財団法人高知県人権啓発センターにおいて処理する。 (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営その他に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。 附 則(平成10年7月22日)
- この要綱は、平成10年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年9月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。